

別添 1

アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領**第 1 アレルギー物質を含む食品に関する表示の基準****1 表示の概要**

(1) 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品（以下「特定原材料」という。）を食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。）別表第 4 に掲げ、これらを含む加工食品については、表示基準府令に定めるところにより当該特定原材料を含む旨を記載しなければならない。

ただし、乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品に係る表示は、3(3) に示すとおり、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号。以下「乳等表示基準府令」という。）に定めるところにより行うものである。

(2) 表示基準府令に定めるアレルギー物質を含む食品に関する表示の基準は、一般消費者に直接販売されない食品の原材料も含め、食品流通の全ての段階において、表示が義務づけられるものである。

(3) 特定原材料に由来する添加物については、「食品添加物」の文字及び当該特定原材料に由来する旨を記載しなければならない。

(4) 特定原材料に由来する添加物を含む食品については、表示基準府令の定めるところにより、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を記載しなければならない。

2 表示の対象**(1) 特定原材料**

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを表示基準府令において特定原材料として定め、次の 7 品目の表示を義務付けている。

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

(2) 特定原材料に準ずるもの

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の20品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) 特定原材料等の範囲

特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下「特定原材料等」という。）の範囲は、原則として、**別表1**のとおり、日本標準商品分類の番号で指定されている範囲のものを指す。また、乳には、生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳は含まれない。

3 表示方法

(1) 特定原材料等の表示方法

特定原材料等の表示は、次のいずれかにより表示すること。

ア 特定原材料等そのものを加工食品の原材料としている場合は、当該食品を原材料として含む旨を記載すること。

イ 添加物以外の原材料に特定原材料等を含んでいる場合は、原則、原材料名の後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を記載すること。なお、この含む旨の表示は、「(〇〇を含む)」(「〇〇」には特定原材料等名を記載。以下同じ。)と記載すること。

ウ 添加物が特定原材料等に由来するものである場合は、原則、物質名の後に括弧を付して特定原材料に由来する旨を記載すること。なお、この由来する旨の表示は、「(〇〇由来)」と記載すること。

ただし、表示基準府令別表第5の一括名により表示する場合は、一括名の後に括弧を付して特定原材料に由来する旨を記載すること。

また、表示基準府令別表第3の用途名を併記する場合は、次により記載すること。

- ・「用途名（物質名：○○由来）」又は「用途名（物質名（○○由来））」と記載すること。なお、見やすさの観点からは、二重括弧を使用するよりも、「:」を使用する方がより望ましい。
- ・2つ以上の特定原材料から構成される添加物については、「用途名（物質名：○○・○○由来）」と記載すること。

なお、特定原材料等由来の食品添加物についての表示例は別表2のとおり。

(2) 乳を原材料とする加工食品の表示方法

乳を原材料とする加工食品（乳等表示基準府令により表示を行う、乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を除く。）に係る表示は、表示基準府令に基づく「乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準」（平成13年厚生労働省告示第71号）による。当該告示の概要は以下のとおり。

- ア 乳を原材料とする加工食品は、イ、ウのものを除き、乳を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は乳の種類別を記載すること。
- イ 乳製品を原材料とするものについては、乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は乳製品の種類別を記載すること。

なお、種類別を記載する際、クリーム等を記載する場合は、種類別の後に括弧を付して乳製品である旨を併記すること。

- ウ 乳又は乳製品を原料とする食品（乳製品を除く。）を原材料とするものについては、乳又は乳製品を原料とする食品を原材料として含む旨又は乳成分を原材料として含む旨を記載することとし、「乳」又は「乳製品」を原材料とする旨の記載を行ってはならない。
- エ 2種類以上の乳又は乳製品を原材料とするものについては、いずれか1つの種類別を記載すれば足りる。
- オ 乳、乳製品又は乳若しくは乳製品を原材料とする食品のうち2以上を原材料とするものについては、そのいずれかを原材料として含む旨を記載すれば足りる。

(3) 乳、乳製品又は乳及び乳製品を主要原料とする食品の表示方法

- ア 乳製品については、乳等表示基準府令の規定に従い、次のように表示を行うこと。
- (ア) 濃縮ホエイ等乳製品であることが一般に明らかでない乳製品にあつては、種類別の後ろに括弧を付して乳製品である旨を記載しなければならない。
 - (イ) 乳以外の特定原材料を原材料として含む乳製品にあつては、当該特定原材料を原材料として含む旨を表示しなければならない。
 - (ウ) 乳以外の特定原材料に由来する添加物を含む乳製品にあつては、当該乳製品に含まれる添加物が、当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならない。
- イ 乳又は乳製品を主要原料とする食品については、乳等表示基準府令の規定に従い、次のように表示を行うこと。
- (ア) 乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨を表示しなければならない。
 - (イ) 乳以外の特定原材料を原材料として含むものにあつては、当該特定原材料を原材料として含む旨を表示しなければならない。
 - (ウ) 乳以外の特定原材料に由来する添加物を含むものにあつては、当該食品に含まれる添加物が、当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならない。

(4) 代替表記等

- ア 特定原材料と具体的な記載方法が異なるが、特定原材料の記載と同一のものであると認められるものとして「別表3」に掲げる記載を行う場合にあつては、当該記載をもって特定原材料等の記載に代えることができる。例えば、「玉子」や「たまご」の記載をもって、「卵」の記載に代えることができる。
- イ 特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの（以下「特定加工食品」という。）と認められるものとして、「別表3」に掲げる記載を行う場合にあつては、当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができる。例えば、マヨネーズにあつては、卵を原材料として含む旨の表示を省略することができる。
- ウ 特定加工食品を原材料とする加工食品にあつては、特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代

えることができる。例えば、マヨネーズを原材料とする加工食品にあつては、卵を原材料として含む旨の表示を、マヨネーズを原材料として含む旨の記載をもって代えることができること。

エ 特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、①当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を別途表示しているもの及び②その食品の名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては、当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができること。例えば、大豆より製造される「植物レシチン」を含む食品であつて、大豆を原材料として含む旨を表示しているものにあつては、植物レシチンに係る「(大豆由来)」の表記を省略することができる。

オ 特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるものにあつては、当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。例えば、卵黄レシチンにあつては、卵に由来する旨の表示を省略することができる。

(5) その他の表示方法

特定原材料等を表示するに当たっては、個々の原材料又は添加物の記載の後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を記載する(1)の個別表示のほか、個々の原材料等に含まれる特定原材料等をまとめて記載する一括表示があり、一括表示をする場合は、当該食品に含まれる特定原材料等((1)ア及び(4)により特定原材料等として表示されたものを除く。)について、添加物以外の原材料の記載と添加物の記載の間、もしくは添加物の記載の後に括弧を付して一括して特定原材料等を記載すること。なお、一括表示に当たっては、「(原材料の一部に〇〇、〇〇、…を含む)」と記載すること。

また、個別表示と一括表示を組み合わせて使用することは、原則、認めない。

(6) 表示が免除される場合

ア 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳清等が挙げ

- られるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。
- イ 特定原材料に由来する添加物であっても、抗原性試験等により抗原性が認められないと判断できる場合には、表示義務が免除される。ここでいう抗原性試験とは、食品添加物の審査に用いられている「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知）に基づくものである。
- ウ 特定原材料に由来する香料に関しては、実際に食物アレルギーを引き起こしたという知見が乏しいため、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはいない。しかしながら、香気成分以外に特定原材料を原材料として製造された副剤を使用している場合等は、当該副剤については表示する必要がある。
- エ 特定原材料を原材料とするアルコール類については、その反応が特定原材料の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難であり、表示義務の対象とならない。たとえば、小麦を原材料とするウイスキーについては、小麦を原材料とする旨の表示は必要ない。

(7) コンタミネーション

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することが指摘されており、これが原因となりアレルギー疾患を有する者に健康危害が発生するおそれが懸念されている現状を踏まえ、他の製品の原材料中の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する、特定原材料等を含まない食品から順に製造する、又は可能な限り専用器具を使用するなど、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底すべきである。

また、これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表記を推奨するものである。

(8) その他留意事項

- ア 食物アレルギーは、ごく微量のアレルギー物質によって引き起こされることがあるため、アレルギー物質を含む食品にあつては、原材料としての使用の意図に関わ

らず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。

イ 特定原材料等に関して「入っているかもしれない」との表示は認められないこと。
原材料表示欄の外であっても、同様である。

ウ 「穀類（小麦、大豆）」又は「小麦、大豆」を単に「穀類」とのみ記載するように、大分類で記載することは認められない。ただし、網で無分別に捕獲したものをそのまま原材料とし用いるため、どの種類の魚介類が入っているか把握できないという製造工程上の理由から、「たん白加水分解物（魚介類）」、「魚醤（魚介類）」、「魚肉すり身（魚介類）」、「魚油（魚介類）」、「魚介エキス（魚介類）」の5つに限り、例外的に認めることとする。

エ キャリーオーバー及び加工助剤など、添加物の表示が免除されているものであっても、特定原材料については、表示する必要がある。特定原材料に準ずるものについても、可能な限り表示に努めること。

オ 特定原材料等のうち、高価なもの（あわび、いくら、まつたけ等）が含まれる加工食品については、特定原材料等がごく微量しか含有されていないにもかかわらず、あたかも多く含まれるかのような表示が行われると消費者に誤認を生じさせるおそれがあることから、表示に当たっては、例えば「あわびエキス含有」など、含有量、形態等に着目した記載を行うこと。

カ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられておらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものを使用していない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することができず、食品選択の可能性が狭められているとの指摘がなされているため、「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが制度の本旨から望ましい。なお、特定原材料に準ずるものを「使用していない」旨の表示は、「含んでいない」ことを必ずしも意味するのではなく、特定原材料に準ずるものの使用の有無について表示者が適切に確認したことを意味するものである。

また、いわゆる一括表示枠外での記載やホームページ等を活用して、特定原材料に準ずるものについても表示対象としているか否か、情報提供を行うことも有用で

ある。

なお、特定原材料についても、特定原材料に準ずるものと同様に取り扱われたい。

- キ 原材料表示のうち、特定原材料等に係る表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、いわゆる一括表示枠外に別途強調表示する等の任意的な取組を容認する。
- ク 対面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるための自主的な取組を講ずることが望ましい。
- ケ 特定原材料等の品目については、さらなる実態調査・科学研究を行っていくものであり、新たな知見や報告により、再検討していく予定である。

第2 関係業者等が留意すべき事項

1 製造記録等の保管に関する留意事項

- (1) 特定原材料を原材料として含むか否かの検証は、書面により行うこととなるので、製造記録等を適切に保管する必要がある。
- (2) 特定原材料については、キャリーオーバー及び加工助剤についても最終製品まで表示する必要があることから、製品に微量に含まれる特定原材料についても確認し、記録を保管する必要がある。

2 食物アレルギーに関する情報提供について留意すべき事項

特定原材料等についてのみでなく、特定原材料等以外の原材料についても、以下に掲げる例により、電話等による問合せへの対応やインターネット等による情報提供を行うことが望ましい。

- (1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に記載し、特定原材料については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、次に掲げるような注意喚起を行うこと。
 - ア 食品名欄には個別の分かりやすい表記を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的にどの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにする

こと。

イ 記載面積の制約により、実際の食品には省略規定や特定加工食品の表記を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料を記載すること。

ウ 特定原材料等について、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供すること。

エ 情報提供をインターネットのホームページ等において行う場合は、各ページの分かりやすい部分に、記載内容についての問合せに対応できる部署又は担当者名前、住所、電話番号、Eメールアドレス等を記載すること。

オ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示する必要があること。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、記載を行っているほかにも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問合せ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じること。

(2) その他、消費者等から特定原材料及びその他の製品に使用した原材料について問合せがあった際は、速やかに回答できるよう体制を整えるよう努めること。

第3 監視指導に関する事項

1 監視事項

アレルギー物質を含む食品に関する表示について、特定原材料を原材料としているにもかかわらず、当該特定原材料を含んでいる旨を適切に記載していない場合は、食品衛生法（昭和23年法律第233号。以下「法」という。）第19条及び同条に基づく表示基準府令による表示義務違反となるので、製造、販売した製品についての製造、販売等に係る関係書類を調査すること。特に原材料の表示等、製品の原材料が明らかとなる書類を調査すること。

具体的には、原材料及び製品の仕入れ時に、販売元の事業者から特定原材料の有無についての製造記録を求めているかどうかを確認するなど、製品の表示が適切に行われるための措置を講じているかどうかを確認すること。

調査結果に基づき、輸入、製造、流通、販売等に関係する他の営業者についても調査を行うこと。この場合にも、原因と考えられる特定原材料が含まれているかどうかについて、書類上の確認を行うこと。

2 特定原材料を含む旨の表示がなされていない食品について、食品衛生監視の観点から原材料の調査を行う必要が認められる場合

(1) 通常の監視における表示等の書類上の確認

特定原材料を原材料として含む旨の表示がなされていない食品について、原材料として使用されている食品に特定原材料が含まれる旨が表示されている場合、製品である食品についても当該特定原材料が含まれることが表示等の書類により確認できるものであること。

(2) 「アレルギー表示が不適切である」との有症苦情からの対応

アレルギー患者やその家族等からの申出があり、かつ、医療機関への受診の結果、医師により特定原材料による食物アレルギーである旨の診断が行われた場合、当該患者の摂取した食品に特定原材料が含まれていたものと判断できること。

また、特定原材料が含まれる食品を特定するためには、アレルギーの症状及び摂取から発症するまでの時間、当該患者のアレルギー症状の既往、アレルギーを引き起こしたと考えられる特定原材料(特に食品に表示が行われていないと患者からの指摘がなされているもの)、アレルギー症状発症前の行動及び喫食した食品、食品、容器包装等の残品(特に原材料表示に係る部分)の有無等の情報を併せて収集する必要があること。

3 違反発見時等の措置

(1) 特定原材料が含まれる食品に係る表示が訂正されるまでの間は、当該食品等の販売を行わないよう指導すること。

(2) さらに、必要に応じて法第 55 条に基づく措置等を検討すること。

4 その他留意事項

(1) 特定原材料のコンタミネーションが起らないよう留意するよう指導すること。特に、製造業の監視に際しては、使用した機械器具類は、十分に洗浄等を行い、特定原材料のコンタミネーションが起らないよう指導すること。

(2) 食品等の出荷又は販売に際しては、特定原材料の表示事項を点検するよう指導すること。

別表 1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
えび	71	3311	えび類	くるまえび類	くるまえび
	71	3312	〃	〃	ふとみぞえび
	71	3313	〃	〃	くまえび
	71	3314	〃	〃	たいしょうえび
	71	3319	〃	〃	その他のくるまえび類
	71	3321	〃	しばえび類	よしえび
	71	3322	〃	〃	しばえび
	71	3323	〃	〃	あかえび
	71	3324	〃	〃	とらえび
	71	3329	〃	〃	その他のしばえび類
	71	3331	〃	さくらえび類	さくらえび
	71	3339	〃	〃	その他のさくらえび類
	71	3341	〃	てながえび類	てながえび
	71	3342	〃	〃	すじえび
	71	3349	〃	〃	その他のてながえび類
	71	3351	〃	小えび類	ほっかいえび
	71	3352	〃	〃	てっぽうえび
	71	3353	〃	〃	ほっこくあかえび
	71	3359	〃	〃	その他の小えび類
	71	339	〃	その他のえび類	
	71	3411	〃	いせえび類	いせえび
	71	3412	〃	〃	はこえび
	71	3419	〃	〃	その他のいせえび類
	71	342	〃	うちわえび類	
71	343	〃	ざりがに類		
かに	71	3511	かに類	いばらがに類	たらばがに
	71	3512	〃	〃	はなさきがに
	71	3513	〃	〃	あぶらがに
	71	3521	〃	くもがに類	ずわいがに
	71	3522	〃	〃	たかあしがに
	71	3531	〃	わたりがに類	がざみ
	71	3532	〃	〃	いしがに
	71	3533	〃	〃	ひらつめがに
	71	3539	〃	〃	その他のわたりがに類
	71	3541	〃	くりがに類	おおくりがに (けがに)
	71	3542	〃	〃	くりがに
	71	359	〃	その他のかに類	
卵	70	31	食用鳥卵	鶏卵	
	70	32	〃	あひるの卵	
	70	33	〃	うずらの卵	
	70	39	〃	その他の食用鳥卵	
	73	3111	鶏卵の加工製品	液鶏卵	全液鶏卵
	73	3112	〃	〃	卵白液鶏卵
	73	3113	〃	〃	全黄液鶏卵
	73	3121	〃	粉末鶏卵	全粉鶏卵
	73	3122	〃	〃	卵白粉鶏卵
	73	3124	〃	〃	卵黄粉鶏卵
	73	313	〃	鶏卵加工冷凍食品	
	73	319	〃	その他の鶏卵加工製品	
	73	391	その他の加工卵製品	あひるの卵の加工製品	
	73	392	〃	うずらの卵の加工製品	
73	399	〃	他に分類されない加工卵製品		

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
小麦	69	2311	小麦	国内産小麦	普通小麦
	69	2312	〃	〃	強力小麦
	69	2321	〃	外国産小麦	普通小麦
	69	2322	〃	〃	準強力小麦
	69	2323	〃	〃	強力小麦
	69	2324	〃	〃	デュラム小麦
	69	521	小麦粉	強力小麦粉	
	69	522	〃	準強力小麦粉	
	69	523	〃	薄力小麦粉	
	69	524	〃	普通小麦粉	
	69	525	〃	デュラムセモリナ	
	69	5291	〃	その他の小麦粉	特殊小麦粉
	69	5299	〃	〃	他に分類されない小麦粉
そば	69	532	そば粉		
落花生	69	4811	落花生	大粒落花生	大粒落花生さやみ
	69	4812	〃	〃	大粒落花生むきみ
	69	4821	〃	小粒落花生	小粒落花生さやみ
	69	4822	〃	〃	小粒落花生むきみ
	69	489	〃	その他の落花生	
あわび	71	271	あわび類	あわび	
いか	71	311	いか類	ほたるいか類	
	71	312	〃	するめいか類	
	71	3131	〃	やりいか類	やりいか
	71	3132	〃	〃	けんさきいか
	71	3133	〃	〃	あおりいか
	71	3139	〃	〃	その他のやりいか類
	71	3141	〃	こういか類	はりいか
	71	3142	〃	〃	しりやけいか(まいか)
	71	3143	〃	〃	もんごういか
	71	3149	〃	〃	その他のこういか類
	71	3191	〃	その他のいか類	みみいか
	71	3192	〃	〃	ひめいか
	71	3193	〃	〃	つめいか
	71	3199	〃	〃	他に分類されないいか類
いくら	74	1496	塩蔵魚介類	その他の塩蔵魚介類	すじこ
	74	1497	〃	〃	いくら
オレンジ	69	8125	かんきつ類	中晩かん	ネーブルオレンジ
	69	8126	〃	〃	バレンシアオレンジ
カシューナッツ	69	8594	穀果類	その他の穀果類	カシューナッツ
キウイフルーツ	69	866	熱帯性及び亜熱帯性果実(別掲を除く。)	キウイフルーツ	
牛肉	70	111	牛肉	成牛肉	
	70	112	〃	子牛肉	
	70	113	〃	牛のくず肉	
くるみ	69	8591	穀果類	その他の穀果類	くるみ
ごま	03	22	油脂用種実、油脂用堅実及び油脂用種核	ごま	
さけ サケ科のサケ属、サルモ属に属するもので、陸封性を除く。	71	121	さく河性さけ・ます類	しろざけ	
	71	122	〃	べにざけ	
	71	123	〃	ぎんざけ	
	71	124	〃	ますのすけ	
	71	125	〃	さくらます	
	71	126	〃	からふとます	
	71	129	〃	その他のさく河性さけ・ます類	
さば	71	1441	かつお・まぐろ・さば類	さば類	まさば
	71	1442	〃	〃	ごまさば

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
大豆	69	4111	大豆	国内産普通大豆	大粒大豆
	69	4112	〃	〃	中粒大豆
	69	4113	〃	〃	小粒大豆
	69	4114	〃	〃	極小粒大豆
	69	4119	〃	〃	その他の国内産普通大豆
	69	4121	〃	外国産普通大豆	大粒大豆
	69	4122	〃	〃	中粒大豆
	69	4123	〃	〃	小粒大豆
	69	4124	〃	〃	極小粒大豆
	69	4129	〃	〃	その他の外国産普通大豆
	69	7316	果菜類	えだまめ	
	69	72351	葉茎菜類	もやし	大豆もやし
	69	72359	〃	〃	その他のもやし
鶏肉	70	1711	家きん肉	鶏肉	成鶏肉
	70	1712	〃	〃	ブロイラー
バナナ	69	862	熱帯性及び亜熱帯性果実（別掲を除く。）	バナナ	
豚肉	70	121	豚肉及びいのしし肉	豚肉	
	70	123	〃	豚のくず肉	
まつたけ	69	762	きのこ類	まつたけ	
もも	69	8311	核果類	もも	砂子早生
	69	8312	〃	〃	倉方早生
	69	8313	〃	〃	大久保
	69	8314	〃	〃	白鳳
	69	8315	〃	〃	白桃
	69	8316	〃	〃	缶桃種
	69	8319	〃	〃	その他のもも
やまいも	69	71111	根菜類	やまのいも	ながいも
	69	71112	〃	〃	やまといも
	69	71119	〃	〃	その他のやまのいも
りんご	69	82101	仁果類（かんきつ類を除く。）	りんご	祝
	69	82102	〃	〃	つがる
	69	82103	〃	〃	王林
	69	82104	〃	〃	ゴールドデンデリシャス
	69	82105	〃	〃	スターキングデリシャス
	69	82106	〃	〃	デリシャス
	69	82107	〃	〃	紅玉
	69	82108	〃	〃	国光
	69	82111	〃	〃	ジョナゴールド
	69	82112	〃	〃	ふじ
	69	82113	〃	〃	陸奥
	69	82114	〃	〃	世界一
	69	82199	〃	〃	その他のりんご

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
※分類番号が無いものの分類					
乳 分類は食品衛生法乳等省令に準じる牛乳及びチーズを含む			乳	生乳	
			〃	牛乳	
			〃	特別牛乳	
			〃	成分調整牛乳	
			〃	低脂肪牛乳	
			〃	無脂肪牛乳	
			〃	加工乳	
			乳製品	クリーム（乳製品）	
			〃	バター	
			〃	バターオイル	
			〃	チーズ	ナチュラルチーズ
			〃	〃	プロセスチーズ
			〃	濃縮ホエイ（乳製品）	
			〃	アイスクリーム類	アイスクリーム
			〃	〃	アイスマルク
			〃	〃	ラクトアイス
			〃	濃縮乳	
			〃	脱脂濃縮乳	
			〃	無糖練乳	
			〃	無糖脱脂練乳	
			〃	加糖練乳	
			〃	加糖脱脂練乳	
			〃	全粉乳	
			〃	脱脂粉乳	
			〃	クリームパウダー（乳製品）	
			〃	ホエイパウダー（乳製品）	
			〃	たん白質濃縮ホエイパウダー（乳製品）	
			〃	バターミルクパウダー	
			〃	加糖粉乳	
			〃	調製粉乳	
		〃	発酵乳		
		〃	乳酸菌飲料		
		〃	乳飲料		
			乳又は乳製品を主原料とする食品		
ゼラチン					

別表2

特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考	
えび かに	既存添加物	キチン	キチン(かに由来)	ただし、えびを原料とする場合は(えび由来)	
		キトサン	キトサン(かに由来)		
		グルコサミン	グルコサミン(かに由来)		
小麦	指定添加物	アセチル化アジピン酸架橋デンプン	アセチル化アジピン酸架橋デンプン(小麦由来)	ただし、原材料が小麦の場合 いずれも「加工デンプン(小麦由来)」も可	
		アセチル化酸化デンプン	アセチル化酸化デンプン(小麦由来)		
		アセチル化リン酸架橋デンプン	アセチル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	オクテニルコハク酸デンプンナトリウム(小麦由来) オクテニルコハク酸デンプンNa(小麦由来)		
		酢酸デンプン	酢酸デンプン(小麦由来)		
		酸化デンプン	酸化デンプン(小麦由来)		
		デンプングリコール酸ナトリウム	デンプングリコール酸ナトリウム(小麦由来) デンプングリコール酸Na(小麦由来)		
		ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		ヒドロキシプロピルデンプン	ヒドロキシプロピルデンプン(小麦由来)		
		リン酸架橋デンプン	リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		リン酸化デンプン	リン酸化デンプン(小麦由来)		
		リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
	既存添加物	β-アミラーゼ	酵素(小麦由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に小麦を含む」と表示	
		カルボキシペプチダーゼ	酵素(小麦由来)		
		スフィンゴ脂質	スフィンゴ脂質(小麦由来)		ただし、原材料が小麦の場合
	一般飲食物添加物	グルテン	グルテン(小麦由来)		
		コムギ抽出物	コムギ抽出物	名称に「小麦」があるので、特定原材料等の表示不要	
	そば	既存添加物	ソバ柄灰抽出物	植物灰抽出物	燃焼するのでアレルギーは含まないと考えられる。
			クエルセチン	クエルセチン(そば由来) ケルセチン(そば由来) ルチン分解物(そば由来)	ただし、原材料がそばの場合。 (現在はエンジュを基原としたもののみが流通)
酵素処理イソクエルシトリン			酵素処理イソクエルシトリン(そば由来) 糖転移イソクエルシトリン(そば由来) 酵素処理ルチン(そば由来)		
酵素処理ルチン(抽出物)			酵素処理ルチン(抽出物)(そば由来) 糖転移ルチン(抽出物)(そば由来) 酵素処理ルチン(そば由来) 糖転移ルチン(そば由来)		
ルチン(抽出物)(ソバ全草抽出物)			ルチン(抽出物)(そば由来) ソバ全草抽出物(そば由来) フラボノイド(そば由来) ルチン(そば由来)		

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
卵	既存添加物	酵素処理レシチン	酵素処理レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		酵素分解レシチン	酵素分解レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		焼成カルシウム(卵殻焼成カルシウム)	卵殻焼成カルシウム	焼成しており、アレルギーは含まないと考えられる。
		分別レシチン	分別レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) レシチン分別物(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		未焼成カルシウム(卵殻未焼成カルシウム)	卵殻未焼成カルシウム 卵殻Ca 卵殻カルシウム	名称に「卵」があるので、特定原材料等の表示不要
			未焼成カルシウム(卵由来) 未焼成Ca(卵由来)	
		卵黄レシチン	レシチン(卵由来) 卵黄レシチン 乳化剤(卵由来)	
	リゾチーム	リゾチーム(卵由来) 卵白リゾチーム 酵素(卵由来)		
乳及び乳製品	指定添加物	カゼインナトリウム	カゼインNa(乳由来) カゼインナトリウム(乳由来)	
	既存添加物	焼成カルシウム(乳清焼成カルシウム)	乳清焼成カルシウム	焼成しており、アレルギーは含まないと考えられる。
		ラクトパーオキシダーゼ	酵素(乳由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に乳成分を含む」と表示
		ラクトフェリン濃縮物	ラクトフェリン(乳由来)	
一般飲食物添加物	カゼイン	カゼイン(乳由来)		
落花生	—	—	—	—

2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
あわび	—	—	—	—
いか	既存添加物	タウリン(抽出物)	調味料(アミノ酸:いか由来)	
	一般飲食物添加物	イカスミ色素	イカスミ色素 イカ墨	名称に「イカ」があるので、特定原材料等の表示不要
いくら	—	—	—	—
オレンジ	指定添加物	メチルヘスペリジン	メチルヘスペリジン(オレンジ由来) 溶性ビタミンP(オレンジ由来) ヘスペリジン(オレンジ由来) ビタミンP(オレンジ由来) V.P(オレンジ由来)	ただし、オレンジ以外の柑橘を基原としたものは特定原材料等の表示不要
		酵素処理ヘスペリジン	糖転移ヘスペリジン(オレンジ由来) ヘスペリジン(オレンジ由来)	ただし、オレンジ以外の柑橘を基原としたものは特定原材料等の表示不要
		ヘスペリジン	ヘスペリジン(オレンジ由来) ビタミンP(オレンジ由来)	
		ペクチン	ペクチン(オレンジ由来)	
	一般飲食物添加物	オレンジ果汁	オレンジ果汁 オレンジジュース	名称に「オレンジ」があるので、特定原材料等の表示不要
	ペクチン分解物	ペクチン分解物(オレンジ由来)		
カシューナッツ	—	—	—	—
キウイフルーツ	既存添加物	アクチニジン	酵素(キウイ由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部にキウイを含む」等と表示
牛肉	指定添加物	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。
		L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル	特定原材料等の表示不要	
		ビタミンA脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	脂肪酸(ステアリン酸、パルミチン酸)は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。 ビタミンA脂肪酸エステルは酢酸エステル又はパルミチン酸エステルが主体
		グリセリン	大豆の項参照	大豆の項参照
		グリセリン脂肪酸エステル		
		プロピレングリコール脂肪酸エステル		
		シヨ糖脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。
		ステアロイル乳酸カルシウム	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸は上記のとおり 乳酸は特定原材料を使用しない。カルシウムは水酸化カルシウム又は酸化カルシウムを使用
ソルビタン脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。		

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
	既存添加物	高級脂肪酸	特定原材料等の表示不要	蒸留、精製されるので、アレルギーは含まないと考えられる。
		胆汁末	胆汁末(牛由来) コール酸(牛由来) デソキシコール酸(牛由来) 乳化剤(牛由来)	ただし、豚の場合は(豚由来)と記載 真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		フェリチン	フェリチン(牛由来) 鉄たん白(牛由来) 鉄たん白質(牛由来)	真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		ヘム鉄	ヘム鉄(牛由来)	
		リパーゼ	酵素(牛由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に牛肉を含む」と表示
		レンネット	酵素(牛由来)	ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
	一般飲食物添加物	コラーゲン	コラーゲン(牛由来)	
くるみ	—	—	—	—
ごま	既存添加物	ゴマ油不けん化物	ゴマ油不けん化物(ごま由来) ゴマ油抽出物(ごま由来)	
		ゴマ柄灰抽出物	特定原材料等表示不要	燃焼するのでアレルギーは含まないと考えられる。
		d- α -トコフェロール	ビタミンE 抽出ビタミンE	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要
		d- γ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		d- δ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		ミックストコフェロール	分子蒸留したままのもの:特定原材料等の表示不要	
さけ	既存添加物	しらこたん白抽出物	しらこたん白(さけ由来) プロタミン(さけ由来)	ただし、原料がさけの場合のみ
さば	—	—	—	—
大豆	指定添加物	グリセリン	特定原材料等の表示不要	蒸留、精製されるので、アレルギーは含まないと考えられる。
		グリセリン脂肪酸エステル	蒸留物:特定原材料等の表示不要 未蒸留物:グリセリン脂肪酸エステル(大豆由来) グリセリンエステル(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	蒸留物はアレルギーは含まないと考えられる。
		プロピレングリコール脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	反応に用いる「脂肪酸」は蒸留・精製されているので、アレルギーは含まないと考えられる。
		ステアロイル乳酸カルシウム	特定原材料等の表示不要	
		ソルビタン脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	
	既存添加物	β -アミラーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に大豆を含む」と表示
		高級脂肪酸	牛肉の項参照	牛肉の項参照

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
		酵素処理レシチン	酵素処理レシチン(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		酵素分解レシチン	レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		植物性ステロール	植物性ステロール(大豆由来) ステロール(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		植物レシチン	植物レシチン(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		ダイズサポニン	サポニン(大豆由来) ダイズサポニン	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要
		d- α -トコフェロール	ビタミンE 抽出ビタミンE	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		d- γ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		d- δ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		ばい煎ダイズ抽出物	焙煎ダイズ抽出物	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要
		パーオキシダーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に大豆を含む」と表示
		分別レシチン	分別レシチン(大豆由来) レシチン分別物(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		ホスホリパーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に大豆を含む」と表示
		ミックストコフェロール	分子蒸留したままのもの:特定原材料等の表示不要	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		リポキシゲナーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に大豆を含む」と表示
	一般飲食物添加物	ダイズ多糖類	ダイズ多糖類 ダイズヘミセルロース	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要
鶏肉	既存添加物	ヒアルロン酸	ムコ多糖(鶏由来)	
バナナ	—	—	—	—
豚肉	指定添加物	グリセリン	牛肉の項参照	牛肉の項参照
		グリセリン脂肪酸エステル		
		プロピレングリコール脂肪酸エステル		

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
	既存添加物	カタラーゼ	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		高級脂肪酸	牛肉の項参照	牛肉の項参照
		パンクレアチン	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		ヘム鉄	ヘム鉄(豚由来)	牛の場合は(牛由来)と表示
		ホスホリパーゼ	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「原材料の一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
	一般飲食物添加物	コラーゲン	コラーゲン(豚由来)	
まつたけ	—	—	—	—
もも	—	—	—	—
やまいも	—	—	—	—
りんご	既存添加物	酵素分解りんご抽出物	りんご抽出物 りんごエキス	名称に「りんご」があるので、特定原材料等の表示不要
		ペクチン	ペクチン(りんご由来)	ただし、原料がりんごの場合のみ
		ペクチン分解物	ペクチン分解物(りんご由来)	

(注)

1. 上記リストは代表的な添加物の表示事例としてまとめたものです。
2. 加工助剤、キャリアオーバーに該当する場合で添加物名を省略する場合であっても特定原材料等の表示は必要であるため、一括表示等を行う。
3. 用途名併記の場合の特定原材料等の表記は、物質名と特定原材料等の間を「:」で区切る。
例)増粘剤(ペクチン:りんご由来)
4. 一括名併記の調味料の場合も、()内での特定原材料は「:」で区切る。例)調味料(アミノ酸:いか由来)
5. その他の特定原材料等を起源とした添加物に関しては、上記リストに準じて表記することにします。

別表3

特定原材料等の代替表記等方法リスト

1 特定原材料

特定原材料(表示基準府令で定められた品目)	認められる代替表記	特定加工食品等		
	表記方法や言葉が違いますが、特定原材料と同一であるということが理解できる表記	特定原材料名又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記例
えび	海老 エビ	(表記例) えび天ぷら サクラエビ	なし	なし
かに	蟹 カニ	(表記例) 上海がに マツバガニ カニシューマイ	なし	なし
卵	玉子 たまご タマゴ エッグ 鶏卵 あひる卵 うずら卵	(表記例) 厚焼玉子 ハムエッグ 卵黄 ^{※1} 卵白 ^{※2}	マヨネーズ オムレツ 目玉焼 かに玉 オムライス 親子丼	(表記例) チーズオムレツ からしマヨネーズ
小麦	こむぎ コムギ	(表記例) 小麦粉 こむぎ胚芽	パン うどん	(表記例) ロールパン 焼きうどん
そば	ソバ	(表記例) そばがき	なし	なし
落花生	ピーナッツ	(表記例) ピーナッツバター ピーナッツクリーム	なし	なし

※1「卵黄」と表示することで「卵を含む」旨の表示を省略する場合であっても、他の原材料に「卵白」や「卵」を使用しているが複合原材料であるために「卵白」や「卵」の表示が省略されている場合は、消費者に誤認を生じさせないよう、当該複合原材料又は一括表示に「卵を含む」旨の記載をすることが適切である。

※2「卵白」についても同様である。

表示基準府令で定められた品目	種類別	種類別表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	一般的に乳又は乳製品を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記例
乳	生乳 牛乳 特別牛乳 成分調整牛乳 低脂肪牛乳 無脂肪牛乳 加工乳 クリーム(乳製品) バター バターオイル チーズ 濃縮ホエイ(乳製品) アイスcream類 濃縮乳 脱脂濃縮乳 無糖れん乳 無糖練乳 無糖脱脂れん乳 無糖脱脂練乳 加糖れん乳 加糖練乳 加糖脱脂れん乳 加糖脱脂練乳 全粉乳 脱脂粉乳 クリームパウダー(乳製品) ホエイパウダー(乳製品) たんぱく質濃縮ホエイパウダー(乳製品) バターミルクパウダー 加糖粉乳 調製粉乳 発酵乳 はっ酵乳 乳酸菌飲料 乳飲料	(表記例) アイスcream ガーリックバター レーズンバター バターソース カマンベールチーズ パルメザンチーズ プロセスチーズ ブルーチーズ コーヒー牛乳 牛乳がゆ	生cream ヨーグルト アイスミルク ラクトアイス ミルク 乳糖	(表記例) フルーツヨーグルト ミルクパン

2 特定原材料に準ずるもの

通知で定められた品目	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同一であるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記例
あわび	アワビ	(表記例) 煮あわび		
いか	イカ	(表記例) いかフライ イカ墨	するめ スルメ	(表記例) 焼きスルメ
いくら	イクラ すじこ スジコ	(表記例) いくら醤油漬 塩すじこ		
オレンジ		(表記例) オレンジソース オレンジジュース	なし	なし
カシューナッツ			なし	なし
キウイフルーツ	キウイ	(表記例) キウイジャム キウイソース	なし	なし
牛肉	牛 ビーフ ぎゅうにく ぎゅう肉 牛にく	(表記例) 牛すじ 牛脂 ビーフコロッケ	なし	なし
くるみ	クルミ	(表記例) くるみパン くるみケーキ	なし	なし
ごま	ゴマ 胡麻	(表記例) ごま油 練りごま すりゴマ 切り胡麻 ゴマペースト	なし	なし
さけ	鮭 サケ サーモン しゃけ シャケ	(表記例) 鮭フレーク スモークサーモン 紅しゃけ 焼鮭	なし	なし
さば	鯖 サバ	(表記例) さば節 さば寿司	なし	なし

通知で定められた品目	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同一であるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料に準ずるものを使った食品であることが予測できる表記例
大豆	だいず ダイズ	(表記例) 大豆煮 大豆たんぱく 大豆油 脱脂大豆	醤油 味噌 豆腐 油揚げ 厚揚げ 豆乳 納豆	(表記例) 麻婆豆腐 納豆巻き 豆乳ケーキ 豆腐ハンバーグ 凍豆腐 いりどうふ
鶏肉	とりにく とり肉 鳥肉 鶏 鳥 とり チキン	(表記例) 焼き鳥 ローストチキン チキンブイヨン チキンスープ 鶏ガラスープ	なし	なし
バナナ	ばなな	(表記例) バナナジュース	なし	なし
豚肉	ぶたにく 豚にく ぶた肉 豚 ポーク	(表記例) ポークウインナー 豚生姜焼 豚ミンチ	とんかつ トンカツ	なし
まつたけ	松茸 マツタケ	(表記例) 焼きまつたけ まつたけ土瓶蒸し	なし	なし
もも	モモ 桃 ピーチ	(表記例) もも果汁 黄桃 白桃 ピーチペースト もも缶詰	なし	なし
やまいも	山芋 ヤマイモ 山いも	(表記例) 千切りやまいも	とろろ ながいも	(表記例) とろろ汁
りんご	リンゴ アップル	(表記例) アップルパイ リンゴ酢 焼きりんご りんご飴	なし	なし
ゼラチン		(表記例) 板ゼラチン 粉ゼラチン	なし	なし